

長崎市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略					1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略				
2. 中心市街地の位置及び区域 略					2. 中心市街地の位置及び区域 略				
3. 中心市街地の目標 略					3. 中心市街地の目標 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1] 市街地の整備改善の必要性 略					[1] 市街地の整備改善の必要性 略				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(1) 略					(1) 略				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 【内容】 新大工町及び伊勢町(約0.72ha)での第一種市街地再開発事業による商業・住宅・ <u>業務</u> ・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町 【実施時期】 平成26年度～	新大工町地区市街地再開発 <u>組合</u>	中心市街地の商業地である新大工町地区の中心的な商業施設を市街地再開発事業により更新することで、地域活力の維持向上と賑わい再生を図る。 まちなか居住、賑わいの創出、回遊性の向上に寄与することから、中心 <u>市</u> 街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) [国土交通省] 【実施時期】 平成27年度～		【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 【内容】 新大工町及び伊勢町(約0.72ha)での第一種市街地再開発事業による商業・住宅・ <u>業務</u> ・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町 【実施時期】 平成26年度～	新大工町地区市街地再開発 <u>準備組合</u>	中心市街地の商業地である新大工町地区の中心的な商業施設を市街地再開発事業により更新することで、地域活力の維持向上と賑わい再生を図る。 まちなか居住、賑わいの創出、回遊性の向上に寄与することから、中心街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) [国土交通省] 【実施時期】 平成27年度～	
【事業名】 新大工歩道橋整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 新大工歩道橋整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 新市庁舎建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 新市庁舎建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 新市庁舎周辺道路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 新市庁舎周辺道路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 唐人屋敷顕在化事業	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 唐人屋敷顕在化事業	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)					(略)				
【事業名】 岩原川周辺環境整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 岩原川周辺環境整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中島川公園整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 中島川公園整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちなか回遊路整備事業 【内容】 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備 位置：浜町伊良林1号線、古町麴屋町1号線ほか 【実施時期】 平成25～34年度	長崎市	歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。 中心市街地全体の魅力及び賑わいの向上に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） 〔国土交通省〕 ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第2期））） 〔国土交通省〕 【実施時期】 ①平成27～29年度 ②平成30～31年度		【事業名】 まちなか回遊路整備事業 【内容】 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備 位置：浜町伊良林1号線、古町麴屋町1号線ほか 【実施時期】 平成25～34年度	長崎市	歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。 中心市街地全体の魅力及び賑わいの向上に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第2期））） 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成30～31年度	(略)
【事業名】 まちなみ整備事業 【内容】 町家等の維持・保全及び復元への助成 位置：中島川・寺町エリア 【実施時期】 平成25～34年度	長崎市	長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、長崎独特の「和」の雰囲気を感じられるまちづくりのため、町家の維持・保全等に対して助成する。 地域の魅力向上による観光振興が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）と一体の効果促進事業） 〔国土交通省〕 ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第2期））と一体の効果促進事業） 〔国土交通省〕		【事業名】 まちなみ整備事業 【内容】 町家等の維持・保全及び復元への助成 位置：中島川・寺町エリア 【実施時期】 平成25～34年度	長崎市	長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、長崎独特の「和」の雰囲気を感じられるまちづくりのため、町家の維持・保全等に対して助成する。 地域の魅力向上による観光振興が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第2期））と一体の効果促進事業） 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成30～31年度	

			【実施時期】 <u>①平成 27～29 年度</u> <u>②平成 30～31 年度</u>						
【事業名】 誘導サイン整備事業 【内容】 誘導・案内板の設置 (17 箇所) 位置：中心市街地の一部 【実施時期】 平成 25～29 年度	長崎市	観光客が迷わず快適にまち歩きができるように、分かりやすい位置に、視認性・識別性に優れた誘導サインを整備する。目的地への誘導が容易になることで、更なるまちなか回遊・賑い創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成 27～28 年度		【事業名】 誘導サイン整備事業 【内容】 誘導・案内板の設置 (15 箇所) 位置：中心市街地の一部 【実施時期】 平成 25～29 年度	長崎市	観光客が迷わず快適にまち歩きができるように、分かりやすい位置に、視認性・識別性に優れた誘導サインを整備する。目的地への誘導が容易になることで、更なるまちなか回遊・賑い創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成 27～28 年度	
【事業名】 公共トイレ整備事業 【内容】 まちなか周辺における既存の公共トイレの再整備 公共トイレ整備：4 箇所 位置：中心市街地 【実施時期】 平成 25～34 年度	長崎市	誰もが安心して快適に利用できるよう、中心市街地における公共トイレについてバリアフリー化などを行う。 市民や観光客等の回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 <u>①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）と一体の効果促進事業）</u> 〔国土交通省〕 <u>②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第 2 期））</u> 〔国土交通省〕 【実施時期】 <u>①平成 27～29 年度</u> <u>②平成 30～31 年度</u>		【事業名】 公共トイレ整備事業 【内容】 まちなか周辺における既存の公共トイレの再整備 公共トイレ整備：4 箇所 位置：中心市街地 【実施時期】 平成 25～34 年度	長崎市	誰もが安心して快適に利用できるよう、中心市街地における公共トイレについてバリアフリー化などを行う。 市民や観光客等の回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第 2 期）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成 30～31 年度	
【事業名】 まちなみ修景計画策定事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 まちなみ修景計画策定事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎駅周辺整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎駅周辺整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>【事業名】 銅座界わい路地魅力向上事業</p> <p>【内容】 舗装（板石、カラー舗装） 側溝工、街路灯整備 延長L=626m 位置：銅座町～本石灰町</p> <p>【実施時期】 平成26～30年度</p>	長崎市	銅座川周辺の歩道において、新たな滞留空間の整備と、修景整備を行うことにより、歩行者空間に新たな魅力を付加する。歩行者の回遊性の向上及び賑わいの創出が見込まれる事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～29年度</p>	
---	-----	--	--	--

新規追加				
------	--	--	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（街路） （略）</p>	（略）	（略）	（略）	（略）
<p>【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業〔出島・南山手地区〕</p> <p>【内容】 都市計画街路整備事業 延長：L=400m 幅員：W=15m 位置：籠町～稲田町</p> <p>【実施時期】 平成12～<u>34</u>年度</p>	長崎市	当路線周辺は、館内・新地地区景観形成重点地区に指定されており、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つ「唐人屋敷」や「新地藏」といった特異な歴史と、坂のまちで住みあう人々のくらしや「中華街」、「商店街」の賑わいと雰囲気を受け継ぎつつ、その良さを活かした、特色ある景観に配慮した整備を行なうことで、回遊性を高め、賑わいの創出につなげる。 更には、斜面住宅地の交通環境、居住環境を改善するとともに、中心市街地への重要なアクセス道路として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～<u>31</u>年度</p>	
<p>【事業名】 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業 （略）</p>	（略）	（略）	（略）	（略）
<p>【事業名】 南大浦地区斜面市街地再</p>	（略）	（略）	（略）	（略）

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（街路） （略）</p>	（略）	（略）	（略）	（略）
<p>【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業〔出島・南山手地区〕</p> <p>【内容】 都市計画街路整備事業 延長：L=400m 幅員：W=15m 位置：籠町～稲田町</p> <p>【実施時期】 平成12～<u>29</u>年度</p>	長崎市	当路線周辺は、館内・新地地区景観形成重点地区に指定されており、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つ「唐人屋敷」や「新地藏」といった特異な歴史と、坂のまちで住みあう人々のくらしや「中華街」、「商店街」の賑わいと雰囲気を受け継ぎつつ、その良さを活かした、特色ある景観に配慮した整備を行なうことで、回遊性を高め、賑わいの創出につなげる。 更には、斜面住宅地の交通環境、居住環境を改善するとともに、中心市街地への重要なアクセス道路として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 平成27～<u>29</u>年度</p>	
<p>【事業名】 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業 （略）</p>	（略）	（略）	（略）	（略）
<p>【事業名】 南大浦地区斜面市街地再</p>	（略）	（略）	（略）	（略）

生事業 (略)					生事業 (略)				
【事業名】 長崎駅周辺整備事業[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎駅周辺整備事業[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業 【内容】 都市計画街路整備事業(長崎駅周辺土地区画整理事業区域以外の都市計画道路長崎駅中央通り線の整備) 延長：L=60m 幅員：W=26m 位置：八千代町 【実施時期】 平成26～ <u>32</u> 年度	長崎市	都市計画道路長崎駅中央通り線は、国道と長崎駅周辺地区、浦上川線等を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や長崎駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 <u>①社会資本整備総合交付金</u> (道路事業(街路)) [国土交通省] <u>②社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(長崎駅周辺地区))</u> [国土交通省] 【実施時期】 <u>①平成27～29年度</u> <u>②平成30～31年度</u>	(略)	【事業名】 都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業 【内容】 都市計画街路整備事業(長崎駅周辺土地区画整理事業区域以外の都市計画道路長崎駅中央通り線の整備) 延長：L=60m 幅員：W=26m 位置：八千代町 【実施時期】 平成26～ <u>29</u> 年度	長崎市	都市計画道路長崎駅中央通り線は、国道と長崎駅周辺地区、浦上川線等を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や長崎駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) [国土交通省] 【実施時期】 平成27～29年度	(略)
【事業名】 公共下水道事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 公共下水道事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 JR長崎本線連続立体交差事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 JR長崎本線連続立体交差事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路片淵線街路整備事業(新大工工区) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 都市計画道路片淵線街路整備事業(新大工工区) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業 【内容】 都市計画街路整備事業(長崎駅周辺土地区画整理事業)	長崎市	都市計画道路長崎駅東通り線は、国道やトランジットモール線と長崎駅周辺地区を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。 国際観光都市長崎の玄関口に相	【措置の内容】 <u>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(長崎駅周辺地区))</u> [国土交通省]		(4)からの移設				

業区域以外の都市計画道路長崎駅東通り線の整備 延長：L=910m 幅員：W=14m 位置：尾上町～茂里町 【実施時期】 平成 31～34 年度		応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【実施時期】 平成 31 年度	
【事業名】 公園施設整備事業 【内容】 中心市街地内の公園等の整備（湊公園ほか） 位置：新地町ほか 【実施時期】 平成 27～ <u>33</u> 年度	長崎市	地域のイベント等が開催され、賑わいの拠点となる公園等を整備する。 回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第2期））） 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成 31 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 旧長崎英国領事館保存整備事業 【内容】 経年等による劣化や煉瓦造という構造上の問題のある旧英国領事館の、耐震補強を含めた保存修理事業 位置：大浦町 【実施時期】 平成 23～24 年度（調査工事）平成 26～ <u>37</u> 年度（保存修理）	長崎市	旧長崎英国領事館（国指定重要文化財）は、老朽化と耐震化への対応のため保存修理事業を行う。 旧長崎英国領事館は、観光客の往来も多い東山手・南山手地区の主要幹線道路沿いに位置し、往時の姿をそのまま留めていることから、異国情緒と言う長崎の魅力が強力に発信する力があり、これを保存修理することは、中心市街地への賑わいや人の波及につながるが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 ① 国宝重要文化財等保存整備費補助金 〔文部科学省〕 ② 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 〔文部科学省〕 【実施時期】 ① 平成 27～ <u>29</u> 年度 ② 平成 <u>30</u> ～ <u>31</u> 年度	(略)
【事業名】 伝統的建造物群保存地区保存整備事業	長崎市	国選定重要伝統的建造物群保存地区である東山手・南山手地区において、民間が所有している文化財を修理、整備すること	【措置の内容】 ① 国宝重要文化財等保存整備費補助金	

(4) からの移設				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 旧長崎英国領事館保存整備事業 【内容】 経年等による劣化や煉瓦造という構造上の問題のある旧英国領事館の、耐震補強を含めた保存修理事業 位置：大浦町 【実施時期】 平成 23～24 年度（調査工事）、平成 26～ <u>34</u> 年度（保存修理）	長崎市	旧長崎英国領事館（国指定重要文化財）は、老朽化と耐震化への対応のため保存修理事業を行う。 旧長崎英国領事館は、観光客の往来も多い東山手・南山手地区の主要幹線道路沿いに位置し、往時の姿をそのまま留めていることから、異国情緒と言う長崎の魅力が強力に発信する力があり、これを保存修理することは、中心市街地への賑わいや人の波及につながるが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存整備費補助金 〔文部科学省〕 【実施時期】 平成 27～ <u>31</u> 年度	
【事業名】 伝統的建造物群保存地区保存整備事業	長崎市	国選定重要伝統的建造物群保存地区である東山手・南山手地区において、民間が所有している文化財を修理、整備すること	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存整備費補助金	

<p>【内容】 長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条の規定による修理費用の一部を補助 位置：南山手・東山手地区</p> <p>【実施時期】 平成24～34年度</p>		<p>により、長崎の貴重な文化遺産の適切な保存、活用を行う。 伝統的建造物の保存により、後世にその魅力と価値が残るとともに、回遊ルートと併せた魅力発信を行うことで賑わいの創出が見込めることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[文部科学省]</p> <p>② 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省]</p> <p>【実施時期】 ① 平成 27～29 年度 ② 平成 30～31 年度</p>			<p>【内容】 長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条の規定による修理費用の一部を補助 位置：南山手・東山手地区</p> <p>【実施時期】 平成24～34年度</p>		<p>により、長崎の貴重な文化遺産の適切な保存、活用を行う。 伝統的建造物の保存により、後世にその魅力と価値が残るとともに、回遊ルートと併せた魅力発信を行うことで賑わいの創出が見込めることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[文部科学省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>		
<p>【事業名】 文化財保存整備事業</p> <p>【内容】 国指定文化財、長崎県指定文化財及び長崎市指定文化財の所有者が実施する保存整備事業（修理）に対する事業費の一部補助 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成25～34年度</p>	長崎市	<p>民間所有の文化財について、所有者等が実施する保存整備事業の一部を補助することで、文化財を良好な状態で後世に継承するものである。 文化財を後世に継承することは、中心市街地の価値と魅力の発信や魅力向上にも繋がることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 ① 国宝重要文化財等保存整備費補助金 [文部科学省]</p> <p>② 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省]</p> <p>【実施時期】 ① 平成 27～29 年度 ② 平成 30～31 年度</p>			<p>【事業名】 文化財保存整備事業</p> <p>【内容】 国指定文化財、長崎県指定文化財及び長崎市指定文化財の所有者が実施する保存整備事業（修理）に対する事業費の一部補助 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成25～34年度</p>	長崎市	<p>民間所有の文化財について、所有者等が実施する保存整備事業の一部を補助することで、文化財を良好な状態で後世に継承するものである。 文化財を後世に継承することは、中心市街地の価値と魅力の発信や魅力向上にも繋がることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 国宝重要文化財等保存整備費補助金 [文部科学省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>		
<p>【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業</p> <p>【内容】 平成8年に策定された史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書及び平成25年度作成の史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画見直し報告書を基に行う第Ⅲ期及び第Ⅳ期復元建造物の建設 位置：出島町</p> <p>【実施時期】</p>	長崎市	<p>往時の出島を復元させるため、平成28年度の供用開始を目指し、第Ⅲ期事業により6棟の復元建造物の建設を行い、平成29年度以降には第Ⅳ期事業として新たに3棟の復元建造物の建設を行うものである。 復元により再現された建造物が往時の出島の雰囲気醸成させ、さらなる観光客の増加と賑わいの創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 国宝重要文化財等保存整備費補助金 [文部科学省]</p> <p>【実施時期】 平成27～29年度</p>			<p>【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業</p> <p>【内容】 平成8年に策定された史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書及び平成25年度作成の史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画見直し報告書を基に行う第Ⅲ期及び第Ⅳ期復元建造物の建設 位置：出島町</p> <p>【実施時期】</p>	長崎市	<p>往時の出島を復元させるため、平成28年度の供用開始を目指し、第Ⅲ期事業により6棟の復元建造物の建設を行い、平成29年度以降には第Ⅳ期事業として新たに3棟の復元建造物の建設を行うものである。 復元により再現された建造物が往時の出島の雰囲気醸成させ、さらなる観光客の増加と賑わいの創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 国宝重要文化財等保存整備費補助金 [文部科学省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>		

平成8年度～				
【事業名】 銅座界わい路地魅力向上事業[再掲] 【内容】 舗装（板石、カラー舗装）側溝工、街路灯整備 延長 L=626m 位置：銅座町～本石灰町 【実施時期】 平成26～30年度	長崎市	銅座川周辺の歩道において、新たな滞留空間の整備と、修景整備を行うことにより、歩行者空間に新たな魅力を付加する。歩行者の回遊性の向上及び賑わいの創出が <u>見込まれる</u> 事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 景観まちづくり刷新支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 平成30年度	
【事業名】 誘導サイン整備事業[再掲] 【内容】 誘導・案内板の設置（17箇所） 位置：中心市街地の一部 【実施時期】 平成25～29年度	長崎市	観光客が迷わず快適にまち歩きができるように、分かりやすい位置に、視認性・識別性に優れた誘導サインを整備する。 目的地への誘導が容易になることで、更なるまちなか回遊・賑い創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 景観まちづくり刷新支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 平成29年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業（大浦工区） 【内容】 都市計画街路整備事業 延長：L=640m 幅員：W=11m 位置：大浦町～籠町 【実施時期】 昭和58～平成31年度	長崎市	中心市街地の交通環境改善を図るとともに、地域の活性化を図るため、大浦町から籠町を結ぶ道路を整備する。中心市街地の人と車の流れを大きく改善することで、まちの魅力と回遊性の向上につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(2) ②に移設				

平成8～31年度				
【事業名】 銅座界わい路地魅力向上事業 【内容】 舗装（板石、カラー舗装）側溝工、街路灯整備 延長 L=626m 位置：銅座町～本石灰町 【実施時期】 平成26～30年度	長崎市	銅座川周辺の歩道において、新たな滞留空間の整備と、修景整備を行うことにより、歩行者空間に新たな魅力を付加する。歩行者の回遊性の向上及び賑わいの創出が <u>見込まれる</u> 事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 景観まちづくり刷新支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 平成30年度	
新規追加				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業（大浦工区） 【内容】 都市計画街路整備事業 延長：L=640m 幅員：W=11m 位置：大浦町～籠町 【実施時期】 昭和58～平成29年度	長崎市	中心市街地の交通環境改善を図るとともに、地域の活性化を図るため、大浦町から籠町を結ぶ道路を整備する。中心市街地の人と車の流れを大きく改善することで、まちの魅力と回遊性の向上につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業 【内容】 都市計画街路整備事業（長	長崎市	都市計画道路長崎駅東通り線は、国道やトランジットモール線と長崎駅周辺地区を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。		

						<p>崎駅周辺土地区画整理事業区域以外の都市計画道路長崎駅東通り線の整備) 延長：L=910m 幅員：W=14m 位置：尾上町～茂里町</p> <p>【実施時期】 平成 31～34 年度</p>		<p>国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 県庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市民トイレ活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 市民トイレ活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 市庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（河川、道路）[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（河川、道路）[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 賑わい拠点広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 賑わい拠点広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) ②に移設						<p>【事業名】 公園施設整備事業</p> <p>【内容】 中心市街地内の公園等の整備（湊公園ほか） 位置：新地町ほか</p> <p>【実施時期】 平成 27～<u>31</u> 年度</p>	長崎市	<p>地域のイベント等が開催され、賑わいの拠点となる公園等を整備する。</p> <p>回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		

【事業名】 地域・観光交流センター整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 花のあるまちづくり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新市立病院建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 交流拠点施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 新市庁舎建設事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
削除				
削除				

【事業名】 地域・観光交流センター整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 花のあるまちづくり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新市立病院建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 交流拠点施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 新市庁舎建設事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 <u>社会福祉会館建替え事業</u> 【内容】 <u>施設の老朽化が著しいうえに、エレベーターの設置がなく、利用者にとって大変不便な施設となっている長崎市社会福祉会館の建替えを実施</u> <u>位置：中心市街地</u> 【実施時期】 <u>平成30～34年度(予定)</u>	長崎市	<u>新会館を「地域福祉を支援する拠点」と位置付け、長崎市社会福祉協議会をはじめ地域福祉に関する団体を集約し、相互連携を図りながら、市民や地域と交流・協働を行うことにより、地域福祉の着実な推進を図る本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	【措置の内容】 <u>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)</u> <u>[国土交通省]</u> 【実施時期】 <u>平成 30～31 年度</u> <u>(未定)</u>	
【事業名】 <u>(仮称)こどもセンター建設事業</u> 【内容】 <u>子ども自身の成長を支援するとともに、子育て中の親を支援するため(仮称)こどもセンターの建設を</u>	長崎市	<u>(仮称)こどもセンターを「子ども自身の成長を支援するとともに、子育て中の親を支援する拠点」と位置付け、子どもの健全やかな成長を手助けする本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	【措置の内容】 <u>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)</u> <u>[国土交通省]</u> 【実施時期】 <u>平成 30～31 年度</u>	

--	--	--	--	--

- (2) ②略
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交流拠点施設整備事業 [再掲] 【内容】 学会・大会会場、展示会・見本市会場、会議室などを兼ね備えた複合型施設の建設 位置：尾上町 【実施時期】 平成 27～34 年度 【公共施設の用途】 地域交流施設	長崎市	新長崎駅の隣接地において、学会や会議、地域住民が交流できるイベントなどを開催できる交流拠点施設を建設し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。 人が集まりやすく、交通アクセスに優れた中心市街地に交流拠点施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府] 【実施時期】 平成 29～31 年度	

- (4) 略
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 新大工町及び伊勢町（約 0.72ha）での第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町 【実施時期】 平成 26 年度～	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区の中心的な商業施設を市街地再開発事業により更新することで、地域活力の維持向上と賑わい再生を図る。まちなか居住、賑わいの創出、回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 平成 27 年度～	

実施 位置：中心市街地 【実施時期】 平成30～33年度(予定)			(未定)	
---	--	--	------	--

- (2) ②略
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
新規追加				

- (4) 略
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 新大工町及び伊勢町（約 0.72ha）での第一種市街地再開発事業による商業・住宅・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町 【実施時期】 平成 26 年度～	新大工町地区市街地再開発準備組合	中心市街地の商業地である新大工町地区の中心的な商業施設を市街地再開発事業により更新することで、地域活力の維持向上と賑わい再生を図る。まちなか居住、賑わいの創出、回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 平成 27 年度～	

浜町地区市街地再開発事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
--------------------------	-----	-----	-----	-----

(2) ②～(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上のための事業及び措置の必要性

(1) ～ (3) 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 新大工町及び伊勢町（約0.72ha）での第一種市街地再開発事業による商業・住宅・ <u>業務</u> ・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町 【実施時期】 平成26年度～	新大工町地区市街地再開発 <u>組合</u>	中心市街地の商業地である新大工町地区の中心的な商業施設を市街地再開発事業により更新することで、地域活力の維持向上と賑わい再生を図る。まちなか居住、賑わいの創出、回遊性の向上に寄与することから、中心 <u>市</u> 街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 平成27年度～	

(3) に移設

浜町地区市街地再開発事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
--------------------------	-----	-----	-----	-----

(2) ～ (4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上のための事業及び措置の必要性

(1) ～ (3) 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 新大工町及び伊勢町（約0.72ha）での第一種市街地再開発事業による商業・住宅・駐車場の整備 位置：新大工町及び伊勢町 【実施時期】 平成26年度～	新大工町地区市街地再開発 <u>準備組合</u>	中心市街地の商業地である新大工町地区の中心的な商業施設を市街地再開発事業により更新することで、地域活力の維持向上と賑わい再生を図る。まちなか居住、賑わいの創出、回遊性の向上に寄与することから、中心街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 平成27年度～	(略)

【事業名】
まちなか商店街誘客事業

【事業内容】
中心市街地活性化基本計画エリア内において、商店街等が行う外国人観光客等の誘客促進への取り組みを支援
位置：中心市街地

【実施時期】
平成27年度～

長崎市

世界新三大夜景の認定や2つの世界遺産登録の動きを背景に、今後、国内外からの観光客の増加が見込まれる中、これらの観光客を観光地だけでなく、まちなかの商店街へ誘客し、受け入れる体制を整備することが、中心市街地の活性化に大きく寄与する。
本事業においては、外国人観光客等の受け入れに関して現状の課題を分析し、課題解決に向けた取り組みを行う商店街等の取り組みを支援し、外国人観光客等をまちなか商店街へ誘客しようとするものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。

【措置の内容】
中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]

【実施時期】
平成27～31年度

【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちなか商業人材サポート事業 【内容】 まちづくりのあり方に関するセミナーやワークショップを開催し、まちなかの若手商業者を中心とした人材を育成することによる、長期継続的なまちづくりの推進 【実施時期】 平成25年度～ <u>29年度</u>	長崎市	中心市街地活性化の取り組みを真に効果的に進めていくためには、まちなかの商業者をはじめとする、地域住民によるまちづくりの視点が欠かせない。 本事業においては、セミナーやワークショップを通じて、まちづくりに対する考え方や手法を学んでもらうことで、一過性に終わらない継続的なまちなか活性化への取り組みを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業〔総務省〕 【実施時期】 平成27～ <u>28</u> 年度		【事業名】 まちなか商業人材サポート事業 【内容】 まちづくりのあり方に関するセミナーやワークショップを開催し、まちなかの若手商業者を中心とした人材を育成することによる、長期継続的なまちづくりの推進 【実施時期】 平成25年度～	長崎市	中心市街地活性化の取り組みを真に効果的に進めていくためには、まちなかの商業者をはじめとする、地域住民によるまちづくりの視点が欠かせない。 本事業においては、セミナーやワークショップを通じて、まちづくりに対する考え方や手法を学んでもらうことで、一過性に終わらない継続的なまちなか活性化への取り組みを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業〔総務省〕 【実施時期】 平成27～ <u>31</u> 年度	
【事業名】 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業 【内容】 中心市街地の商店街等が行う大型店等との連携事業、観光客の取り込みを目的とした事業、消費拡大の推進を目的とした事業であって、商店街の役割をステップアップさせると認められるソフト事業への補助 【実施時期】 平成27年度～	長崎市	古くからの歴史と多様な文化を色濃く残す中心市街地の商業環境を魅力的なものにするためには、まちなかの既存商店街の活力向上が欠かせない。 本事業においては、中心市街地の商店街が行う大型店との連携事業や今後増加が見込まれる観光客の取り込みを目的とした事業等に支援を行うものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業〔総務省〕 【実施時期】 平成27～31年度		【事業名】 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業 <u>(仮称)</u> 【内容】 中心市街地の商店街等が行う大型店等との連携事業、観光客の取り込みを目的とした事業、消費拡大の推進を目的とした事業であって、商店街の役割をステップアップさせると認められるソフト事業への補助 【実施時期】 平成27年度～	長崎市	古くからの歴史と多様な文化を色濃く残す中心市街地の商業環境を魅力的なものにするためには、まちなかの既存商店街の活力向上が欠かせない。 本事業においては、中心市街地の商店街が行う大型店との連携事業や今後増加が見込まれる観光客の取り込みを目的とした事業等に支援を行うものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業〔総務省〕 【実施時期】 平成27～31年度	
【事業名】 Nagasaki まちなか文化祭事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 Nagasaki まちなか文化祭事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎さるく (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎さるく (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎帆船まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎帆船まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【事業名】 長崎くんち (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎くんち (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎ベイサイドマラソン &ウオーク 【内容】 長崎水辺の森公園をスタートし、女神大橋など長崎港周辺の様々な距離やコースを選んで回遊 【実施時期】 平成 14 年度～	長崎ベイサイドマラソン実行委員会、長崎さるく・女神大橋ウオーキング大会実行委員会	毎年秋にマラソン及びウオーキング大会を行うことで、国内外からの集客を促し、中心市街地に賑わいが生まれることや、中心市街地の魅力発見にもつながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 平成 27～31 年度		【事業名】 長崎ベイサイドマラソン &ウオーク 【内容】 長崎水辺の森公園をスタートし、女神大橋や稲佐山など様々な距離やコースを選んで回遊 【実施時期】 平成 14 年度～	長崎ベイサイドマラソン実行委員会、長崎さるく・女神大橋ウオーキング大会実行委員会	毎年秋にマラソン及びウオーキング大会を行うことで、国内外からの集客を促し、中心市街地に賑わいが生まれることや、中心市街地の魅力発見にもつながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 平成 27～31 年度	(略)
【事業名】 長崎ランタンフェスティバル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎ランタンフェスティバル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中島川周辺活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 中島川周辺活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 観光イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 観光イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎ペーロン選手権大会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎ペーロン選手権大会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちなか再生推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 まちなか再生推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中心市街地公園整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 中心市街地公園整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業〔再掲〕 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 <u>商店街賑わい整備事業</u> 【内容】 <u>商店街を活性化するため、商店街の機能向上を図る事業への助成を行う。</u> 【実施時期】 <u>平成12年度～</u>	長崎市	<u>中心市街地活性化のためには、まちなかの既存商店街の活力向上が欠かせない。</u> <u>本事業においては、商店街の機能向上を図る事業に対し支援を行うものであり、賑わいの創出、快適な商店街の形成に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	【措置の内容】 <u>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第2期））と一体の効果促進事業</u> <u>〔国土交通省〕</u> 【実施時期】 <u>平成31年度</u>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 市民トイレ活用事業〔再掲〕 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちなか商店街誘客事業 【事業内容】 中心市街地活性化基本計画エリア内において、商店街等が行う外国人観光客等の誘客促進への取り組みを支援 位置：中心市街地 【実施時期】 平成27年度～	長崎市	世界新三大夜景の認定や2つの世界遺産登録の動きを背景に、今後、国内外からの観光客の増加が見込まれる中、これらの観光客を観光地だけでなく、まちなかの商店街へ誘客し、受け入れる体制を整備することが、中心市街地の活性化に大きく寄与する。 本事業においては、外国人観光客等の受け入れに関して現状の課題を分析し、課題解決に向けた取り組みを行う商店街等の取り組みを支援し、外国人観光客等をまちなか商店街へ誘客しようとするものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 <u>①地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金</u> <u>〔内閣府〕</u> <u>②地方創生加速化交付金</u> <u>〔内閣府〕</u> <u>③地方創生推進交付金</u> <u>〔内閣府〕</u> 【実施時期】 <u>①平成27年度</u> <u>②平成28年度</u> <u>③平成29～31年度</u>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業〔再掲〕 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新規追加				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 市民トイレ活用事業〔再掲〕 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) ①から移設				

<p>【事業名】 まちなか商業人材サポート事業[再掲]</p> <p>【内容】 まちづくりのあり方に関するセミナーやワークショップを開催し、まちなかの若手商業者を中心とした人材を育成することによる、長期継続的なまちづくりの推進</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～29 年度</p>	長崎市	<p>中心市街地活性化の取り組みを真に効果的に進めていくためには、まちなかの商業者をはじめとする、地域住民によるまちづくりの視点が欠かせない。</p> <p>本事業においては、セミナーやワークショップを通じて、まちづくりに対する考え方や手法を学んでもらうことで、一過性に終わらない継続的なまちなか活性化への取り組みを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度</p>			新規追加					
<p>【事業名】 商店街持続化推進事業</p> <p>【内容】 商店街の空き店舗や後継者対策として、関係機関の参画のもとに、空き店舗所有者や後継者のいない店舗経営者と創業希望者とのマッチングのための実践的取組みを通じて課題解決を図る。</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～</p>	長崎市	<p>中心市街地活性化のためには、商店街が存続・発展していくことが重要であり、そのために空き店舗をうめることと出さないことが必要である。</p> <p>本事業では、空き店舗所有者や後継者のいない店舗経営者と創業希望者とのマッチングに取り組み、実践的活動を通じて商業者の人材育成と商店街・商業者間のネットワークづくりにつなげ、持続可能な商業活動を促進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 平成 30～31 年度</p>			新規追加					
<p>【事業名】 長崎市公衆無線 LAN 環境整備事業</p> <p>【内容】 中心市街地の主要観光施設等にアクセス回線及び無線機器を設置し、公衆無線 LAN 環境の整備を行うもの。 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度</p>	長崎市	<p>これから更なる増加が見込まれる海外からの個人旅行者に対し、詳細な着地情報を提供するための環境整備を行うものである。</p> <p>観光都市としての利便性を向上させ、外国人旅行者の滞在満足度を高めるとともに、災害発生時に彼らが必要な情報を円滑に取得できる環境をつくり、来街者などの効果的・効率的な活動を支えるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度</p>			(4) からの移設					

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(3) に移設				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
 [2] 具体的事業の内容
 (1) 略
 (2) ①略

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 二輪車等駐車場整備事業 【内容】 駐車場整備地区内における駐輪場の整備 【実施時期】 平成10年度～	長崎市	長崎市では、道路残地などの市有地を利用して、駐輪場の整備を行っているが、依然として駐輪場が不足している状況にあることから、都心部である駐車場整備地区内において、駐輪場の整備を行うものである。路上駐輪を防止し、歩行空間の安全性確保や快適性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(長崎駅周辺地区)) [国土交通省] 【実施時期】 平成31年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工・馬町交差点改良事業	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎市公衆無線LAN環境整備事業 【内容】 中心市街地の主要観光施設等にアクセス回線及び無線機器を設置し、公衆無線LAN環境の整備を行うもの。 位置：中心市街地 【実施時期】 平成27年度	長崎市	これから更なる増加が見込まれる海外からの個人旅行者に対し、詳細な着地情報を提供するための環境整備を行うものである。 観光都市としての利便性を向上させ、外国人旅行者の滞在満足度を高めるとともに、災害発生時に彼らが必要な情報を円滑に取得できる環境をつくり、来街者などの効果的・効率的な活動を支えるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
 [2] 具体的事業の内容
 (1) 略
 (2) ①略

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(4) からの移設				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工・馬町交差点改良事業	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)				
【事業名】 離島航路維持対策事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 低床路面電車の導入事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 運行情報サイネージシステム導入事業 【内容】 各車両に搭載しているGPS端末を活用し、主要電停で運行情報を提供するシステムの整備 【実施時期】 平成28年度～	長崎電気軌道(株)	長崎市の中心部を運行し、市民や観光客の移動手段として多く利用されている路面電車の主要な電停にサイネージシステムを導入し、利用客に車両の運行情報を提供する。 利用客にとってわかりやすく快適な利用環境を提供し、利便性の向上を図ることにより、中心市街地の回遊性を高めるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 [国土交通省] 【実施時期】 平成28年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎市バリアフリー特定事業計画に基づく事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) ②に移設				
(3) に移設				

(略)				
【事業名】 離島航路維持対策事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 低床路面電車の導入事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) からの移設				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎市バリアフリー特定事業計画に基づく事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 二輪車等駐車場整備事業 【内容】 駐車場整備地区内における駐輪場の整備 【実施時期】 平成10年度～	長崎市	長崎市では、道路残地などの市有地を利用して、駐輪場の整備を行っているが、依然として駐輪場が不足している状況にあることから、都心部である駐車場整備地区内において、駐輪場の整備を行うものである。 路上駐輪を防止し、歩行空間の安全性確保や快適性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 運行情報サイネージシステム導入事業 【内容】 各車両に搭載しているGPS端末を活用し、主要電停で	長崎電気軌道(株)	長崎市の中心部を運行し、市民や観光客の移動手段として多く利用されている路面電車の主要な電停にサイネージシステムを導入し、利用客に車両の運行情報を提供する。 利用客にとってわかりやすく快		

【事業名】 中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 乗合タクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

運行情報を提供するシステムの整備 【実施時期】 平成 28 年度～		適な利用環境を提供し、利便性の向上を図ることにより、中心市街地の回遊性を高めるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 乗合タクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

長崎市中心市街地活性化基本計画（4章から8章までに掲げる事業及び措置の実施箇所）

■ 計画期間：平成27年4月～平成32年3月（5年）
■ エリア面積：262ha



◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

長崎市中心市街地活性化基本計画（4章から8章までに掲げる事業及び措置の実施箇所）

■ 計画期間：平成27年4月～平成32年3月（5年）
■ エリア面積：262ha



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1)～(3) 略

(4) 開催状況

第1回長崎市中心市街地活性化協議会《設立総会》(平成26年8月28日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会規約(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年10月2日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
- ・その他

第3回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年11月14日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画(案)について
- ・その他

【平成27年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会(平成27年4月13日)

- ・平成26年度事業報告(案)について
- ・平成27年度事業計画(案)・予算(案)について
- ・その他

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成27年11月17日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会副会長及び委員の変更について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・主要事業について
- ・経済産業省における中心市街地活性化関連施策の概要について
- ・その他

【平成28年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会(平成28年4月28日)

- ・委員の選任(案)及び委員の選任について
- ・平成27年度事業報告(案)及び収支決算(案)について
- ・平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1)～(3) 略

(4) 開催状況

第1回長崎市中心市街地活性化協議会《設立総会》(平成26年8月28日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会規約(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年10月2日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
- ・その他

第3回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年11月14日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画(案)について
- ・その他

【平成27年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会(平成27年4月13日)

- ・平成26年度事業報告(案)について
- ・平成27年度事業計画(案)・予算(案)について
- ・その他

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成27年11月17日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会副会長及び委員の変更について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・主要事業について
- ・経済産業省における中心市街地活性化関連施策の概要について
- ・その他

【平成28年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会(平成28年4月28日)

- ・委員の選任(案)及び委員の選任について
- ・平成27年度事業報告(案)及び収支決算(案)について
- ・平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

【平成 29 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 29 年 4 月 26 日）

- ・平成 28 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 1 月 16 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・その他

【平成 30 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 4 月 26 日）

- ・役員の選任について
- ・構成員の加入について
- ・平成 29 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 30 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 31 年 2 月 5 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の主要事業の進捗状況について
- ・その他

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] ~ [3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の 4. から 8. に掲げた事業を行う。

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・新大工町地区市街地再開発事業
- ・新大工歩道橋整備事業
- ・浜町地区市街地再開発事業
- ・新市庁舎建設事業
- ・新市庁舎周辺道路整備事業

-
- ・唐人屋敷顕在化事業
 - ・岩原川周辺環境整備事業
 - ・中島川公園整備事業
 - ・まちなか回遊路整備事業
-

【平成 29 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 29 年 4 月 26 日）

- ・平成 28 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 1 月 16 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・その他

新規追加

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] ~ [3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の 4. から 8. に掲げた事業を行う。

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・新大工町地区市街地再開発事業
- ・新大工歩道橋整備事業
- ・浜町地区市街地再開発事業
- ・新市庁舎建設事業
- ・新市庁舎周辺道路整備事業

・銅座界わい路地魅力向上事業

- ・唐人屋敷顕在化事業
- ・岩原川周辺環境整備事業
- ・中島川公園整備事業
- ・まちなか回遊路整備事業

・賑わい拠点広場整備事業

-
- ・まちなみ整備事業
 - ・誘導サイン整備事業
 - ・公共トイレ整備事業
 - ・まちなみ修景計画策定事業
 - ・長崎駅周辺整備事業

・銅座界わい路地魅力向上事業

- ・銅座川プロムナード整備事業 (街路)
- ・都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区]
- ・市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業
- ・南大浦地区斜面市街地再生事業
- ・長崎駅周辺整備事業
- ・都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業
- ・公共下水道事業
- ・都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業
- ・JR長崎本線連続立体交差事業

・都市計画道路片淵線街路整備事業 (新大工工区)

・都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業

・公園施設整備事業

- ・旧長崎英国領事館保存整備事業
- ・伝統的建造物群保存地区保存整備事業
- ・文化財保存整備事業
- ・出島和蘭商館跡復元事業

・銅座界わい路地魅力向上事業 [再掲]

- ・都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業 (大浦工区)

-
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業
 - ・出島表門橋架橋整備事業
 - ・県庁舎跡地活用事業
 - ・市民トイレ活用事業
 - ・市庁舎跡地活用事業
 - ・県立図書館郷土資料センター (仮称) 整備事業

・銅座川プロムナード整備事業 (河川、道路) [再掲]

・賑わい拠点広場整備事業

・地域・観光交流センター整備事業

・花のあるまちづくり事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・新市立病院建設事業
- ・交流拠点施設整備事業
- ・新市庁舎建設事業[再掲]

・社会福祉会館建替え事業

・(仮称) こどもセンター建設事業

・公園施設整備事業

・地域・観光交流センター整備事業

- ・まちなみ整備事業
- ・誘導サイン整備事業
- ・公共トイレ整備事業
- ・まちなみ修景計画策定事業

・花のあるまちづくり事業

-
- ・銅座川プロムナード整備事業
 - ・都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区]
 - ・市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業
 - ・南大浦地区斜面市街地再生事業
 - ・長崎駅周辺整備事業
 - ・都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業
 - ・公共下水道事業
 - ・都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業
 - ・JR長崎本線連続立体交差事業

・旧長崎英国領事館保存整備事業

・伝統的建造物群保存地区保存整備事業

・文化財保存整備事業

・出島和蘭商館跡復元事業

・都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業 (大浦工区)

・都市計画道路片淵線街路整備事業 (新大工工区)

・都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業

・東山手・南山手地区魅力向上事業

・出島表門橋架橋整備事業

・県庁舎跡地活用事業

・市民トイレ活用事業

・市庁舎跡地活用事業

・県立図書館郷土資料センター (仮称) 整備事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・新市立病院建設事業
- ・交流拠点施設整備事業
- ・新市庁舎建設事業 (再掲)

・社会福祉会館建替え事業

・(仮称) こどもセンター建設事業

- ・県庁舎建設整備事業
- ・県庁舎跡地活用事業[再掲]
- ・市庁舎跡地活用事業[再掲]

6. 略

7. 経済活力向上のための事業

- ・大規模小売店舗立地法の特例措置
- ・新大工町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・まちなか商店街誘客事業
- ・長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・まちなか商業人材サポート事業
- ・中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業
- ・Nagasaki まちなか文化祭事業
- ・長崎さるく
- ・長崎帆船まつり
- ・長崎くんち
- ・長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・長崎ランタンフェスティバル
- ・中島川周辺活性化事業
- ・観光イルミネーション事業
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲]
- ・長崎ペーロン選手権大会
- ・まちなか再生推進事業
- ・中心市街地公園整備事業
- ・出島表門橋架橋整備事業[再掲]
- ・浜町地区市街地再開発事業 [再掲]
- ・商店街賑わい整備事業
- ・市民トイレ活用事業[再掲]
- ・まちなか商店街誘客事業[再掲]
- ・まちなか商業人材サポート事業[再掲]
- ・商店街持続化推進事業
- ・長崎さるく[再掲]
- ・長崎市公衆無線LAN環境整備事業

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・二輪車等駐車場整備事業
- ・新大工・馬町交差点改良事業
- ・離島航路維持対策事業
- ・低床路面電車の導入事業
- ・運行情報サイネージシステム導入事業
- ・長崎市バリアフリー特定事業計画に基づく事業

-
- ・中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業
 - ・乗り合いタクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区)

- ・県庁舎建設整備事業
- ・県庁舎跡地活用事業 (再掲)
- ・市庁舎跡地活用事業 (再掲)

6. 略

7. 経済活力向上のための事業

- ・大規模小売店舗立地法の特例措置
- ・新大工町地区市街地再開発事業 (再掲)
- ・まちなか商店街誘客事業
- ・長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・まちなか商業人材サポート事業
- ・中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業 (仮称)
- ・Nagasaki まちなか文化祭事業
- ・長崎さるく
- ・長崎帆船まつり
- ・長崎くんち
- ・長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・長崎ランタンフェスティバル
- ・中島川周辺活性化事業
- ・観光イルミネーション事業
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業 (再掲)
- ・長崎ペーロン選手権大会
- ・まちなか再生推進事業
- ・中心市街地公園整備事業
- ・出島表門橋架橋整備事業 (再掲)

-
- ・市民トイレ活用事業[再掲]
-
-
-

- ・長崎市公衆無線LAN環境整備事業

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

-
- ・新大工・馬町交差点改良事業
 - ・離島航路維持対策事業
 - ・低床路面電車の導入事業

-
- ・長崎市バリアフリー特定事業計画に基づく事業

- ・二輪車等駐車場整備事業
- ・運行情報サイネージシステム導入事業

-
- ・中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業
 - ・乗り合いタクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区)